

頁 (改正後)	現行(令和6年2月)	改正(令和6年12月)
表紙	<p data-bbox="456 320 943 376">業務委託共通仕様書</p> <p data-bbox="555 438 846 475">令和 5 年 版</p> <p data-bbox="600 1066 795 1102">令和 6 年 2 月</p> <p data-bbox="548 1166 851 1203">静岡県交通基盤部</p>	<p data-bbox="1438 320 1924 376">業務委託共通仕様書</p> <p data-bbox="1534 438 1825 475">令和 6 年 版</p> <p data-bbox="1579 1066 1774 1102">令和 6 年 12 月</p> <p data-bbox="1527 1166 1830 1203">静岡県交通基盤部</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁 (改正後)	現行 (令和6年2月)	改正 (令和6年12月)
測量-5	1 測量作業共通仕様書 (1) 測量作業共通仕様書	1 測量作業共通仕様書 (1) 測量作業共通仕様書
	第102条 用語の定義 13. 「契約書」とは、「業務委託契約の書式の改正について」(平成11年3月17日付け管第508号)に基づいて作成された書類をいう。	第102条 用語の定義 13. 「契約書」とは、静岡県が定めた「業務委託契約書」をいう。
測量-6	34. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、承諾については署名を、それ以外の書面については記名したものを有効とする。	34. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。
測量-12	第118条 成果物の提出 1. 受注者は、測量作業が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、静岡県委託業務検査要領(静岡県・令和4年3月)に基づく検査を受けるものとする。 4. 受注者は、「測量成果電子納品要領(国土交通省・令和3年3月)(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。	第118条 成果物の提出 1. 受注者は、測量作業が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、静岡県委託業務検査要領(静岡県・令和5年4月)に基づく検査を受けるものとする。 4. 受注者は、「測量成果電子納品要領(国土交通省・令和6年3月)(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。
測量-17	第132条 個人情報の取扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び静岡県個人情報保護条例(平成14年10月25日静岡県条例第158号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	第132条 個人情報の取扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
測量-18	第133条 安全等の確保 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達・令和4年2月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。	第133条 安全等の確保 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達・令和6年3月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
測量-25	(2) 測量作業共通仕様書(港湾・漁港) 第141条 深淺測量 5. 水深測量 (2) 最低水面及び平均水面 ～この面から海上保安庁海洋情報部ホームページ(http://www1.kaiho.mlit.go.jp)の平均水面、最高水面及び最低水面の高さに関する告示に掲げられたZ0区分帯によるZ0を減じた面を最低水面とするものとする。	(2) 測量作業共通仕様書(港湾・漁港) 第141条 深淺測量 5. 水深測量 (2) 最低水面及び平均水面 ～この面から海上保安庁海洋情報部ホームページ(https://www1.kaiho.mlit.go.jp)の平均水面、最高水面及び最低水面の高さに関する告示に掲げられたZ0区分帯によるZ0を減じた面を最低水面とするものとする。
測量-29	第142条 水路測量 5. 水深測量 (4) 測深 1) 測深機器 ※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式(インターフェロトリー)音響測深機(受信素子が4個以上のものに限る。)で船体に固定して使用するものをいう。	第142条 水路測量 5. 水深測量 (4) 測深 1) 測深機器 ※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式(インターフェロトリー)音響測深機(受信素子数が4個以上のものに限る。)で船体に固定して使用するものをいう。
測量-31	(5) 測深線間隔及び未測深幅 水路測量における測定又は調査の方法に関する告示(平成14年4月1日海上保安庁告示第102号) ②「その他の機器」は、多素子音響測深機(2素子以外)、スワス音響測深機またはレーザー測深機(1b級に限る。)	(5) 測深線間隔及び未測深幅 水路測量における測定又は調査の方法に関する告示(平成14年4月1日海上保安庁告示第102号 平成21年3月31日 海上保安庁告示110号一部改正) ②「その他の機器」は、多素子音響測深機(2素子以外)、スワス音響測深機またはレーザー測深機(1b級に限る。)
測量-34	第144条 地形測量 3. 地形測量 TS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規程による。なお、国土交通省公共測量作業規程は、作業規程の準則(平成28年3月31日国土交通省告示第565号)を準用する。	第144条 地形測量 3. 地形測量 TS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規程による。なお、国土交通省公共測量作業規程は、作業規程の準則(令和5年3月31日国土交通省告示第250号)を準用する。

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁 (改正後)	現行(令和6年2月)	改正(令和6年12月)
地質・土質 -3	2 地質・土質調査業務共通仕様書 (1) 地質・土質調査業務共通仕様書 目次 第4章 サウンディング 第2節 スウェーデン式サウンディング試験	2 地質・土質調査業務共通仕様書 (1) 地質・土質調査業務共通仕様書 目次 第4章 サウンディング 第2節 スクリュウウエイト貫入試験 (旧スウェーデン式サウンディング試験)
地質・土質 -8	第102条 用語の定義 13. 「契約書」とは、「業務委託契約の書式の改正について」(平成11年3月17日付け管第508号)に基づいて作成された書類をいう。	第102条 用語の定義 13. 「契約書」とは、 静岡県が定めた「業務委託契約書」 をいう。
地質・土質 -9	34. 「書面」とは、 手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、承諾については署名を、それ以外の書面については記名したものを有効とする。	34. 「書面」とは、 打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。
地質・土質 -11	第109条 照査技術者及び照査の実施 (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名のうえ管理技術者に提出するものとする。	第109条 照査技術者及び照査の実施 (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名 (署名または押印を含む) のうえ管理技術者に提出するものとする。
地質・土質 -15	第118条 成果物の提出 1. 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、静岡県委託業務検査要領(静岡県・令和4年3月)に基づく検査を受けるものとする。	第118条 成果物の提出 1. 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、静岡県委託業務検査要領(静岡県・令和5年4月)に基づく検査を受けるものとする。
地質・土質 -19	第132条 個人情報の取扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び静岡県個人情報保護条例(平成14年10月25日静岡県条例第158号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	第132条 個人情報の取扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
地質・土質 -21	第133条 安全等の確保 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達・令和4年2月)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。	第133条 安全等の確保 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達・令和6年3月)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
地質・土質 -33	第502条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。 第503条 成果物 (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。	第502条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。 第503条 成果物 (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。
地質・土質 -34	第505条 試験等 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521(地盤の平板載荷試験方法)によるものとする。 第506条 成果物 (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521(地盤の平板載荷試験方法)により整理し提出するものとする。	第505条 試験等 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521(平板載荷試験方法)によるものとする。 第506条 成果物 (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521(平板載荷試験方法)により整理し提出するものとする。
地質・土質 -42	第804条 業務内容 7. 報告書作成 第802条第7項に準じるものとする。	第804条 業務内容 7. 報告書作成 第802条第8項に準じるものとする。

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁 (改正後)	現行(令和6年2月)	改正(令和6年12月)
地質・土質 -52	<p>(2) 地質・土質調査業務共通仕様書 (港湾・漁港)</p> <p>第1201条 土質調査</p> <p>7. 原位置試験</p> <p>(4) 孔内水平載荷試験</p> <p>2) 受注者は、「JGS 1421孔内水平載荷試験方法」により載荷試験を行わなければならない。</p>	<p>(2) 地質・土質調査業務共通仕様書 (港湾・漁港)</p> <p>第1201条 土質調査</p> <p>7. 原位置試験</p> <p>(4) 孔内載荷試験</p> <p>2) 受注者は、「JGS1531-2012地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、「JGS3531-2012地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及び「JGS3532-2012ボアホールジャッキ試験」により載荷試験を行わなければならない。</p>
地質・土質 -54	<p>11) 受注者は、試料採取後、直ちに次に掲げる事項をサンプリングチューブに直接記入しなければならない。</p> <p>①件名 (イ)</p> <p>②ボーリング孔番号 (ロ)</p> <p>③同一孔内の試料採取の順位 (ハ)</p> <p>④試料採取深さ (ニ)</p> <p>⑤試料採取年月日 (ホ)</p> <p>⑥試料回収比 (試料長/押込長) (ヘ)</p>	<p>11) 受注者は、試料採取後、直ちに次に掲げる事項をサンプリングチューブに直接記入しなければならない。</p> <p>①件名</p> <p>②ボーリング孔番号</p> <p>③同一孔内の試料採取の順位</p> <p>④試料採取深さ</p> <p>⑤試料採取年月日</p> <p>⑥試料回収比 (試料長/押込長)</p>
地質・土質 -55	<p>頭部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>件名 K12-5 12.75m~13.55m 1=80/80</p> <p>(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) 刃先</p> <p style="text-align: center;">H5-1-27</p> <p style="text-align: center;">(ホ)</p> </div> <p>図1-2 試料番号記入例</p>	<p>頭部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>件名 K12-5 12.75~13.55m 1=80/80</p> <p>① ② ③ ④ ⑥ 刃先</p> <p style="text-align: center;">R4-1-27</p> <p style="text-align: center;">⑤</p> </div> <p>図1-2 試料番号記入例</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁 (改正後)	現行(令和6年2月)	改正(令和6年12月)
共通編-1	3 土木設計業務等共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 目次 第1126条 受注者の賠償責任	3 土木設計業務等共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 目次 第1126条 受注者の賠償責任等
共通編-2	(新設)	(参考) 主要技術基準及び参考図書……………26
共通編-4	第1102条 用語の定義 13. 「契約書」とは、「業務委託契約の書式の改正について」(平成11年3月17日付け管第508号)に基づいて作成された書類をいう。	第1102条 用語の定義 13. 「契約書」とは、静岡県が定めた「業務委託契約書」をいう。
共通編-5	(新設) 34. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、承諾については署名を、それ以外の書面については記名したものを有効とする。 32.～42. 第1104条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日(土曜日、日曜日、祝日等(静岡県の休日に関する条例(平成元年条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「休日等」という。))を除く)以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。	32. 「提示」とは、受注者が監督員または検査員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。 35. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。 33.～43.(番号送り) 第1104条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日(土曜日、日曜日、祝日等(静岡県の休日に関する条例(平成元年静岡県条例第8号)第1条に規定する県の休日(以下「休日等」という。))を除く)以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。
共通編-7	第1108条 照査技術者及び照査の実施 (新設) 第1109条 担当技術者 1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)	第1108条 照査技術者及び照査の実施 (7) 詳細設計における基本事項の照査は「設計業務照査要領(令和3年4月)」に基づき実施するものとする。 第1109条 担当技術者 1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
共通編-11	第1117条 成果物の提出 1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物(設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。)を業務完了報告書とともに提出し、静岡県委託業務検査要領(静岡県・令和4年3月)に基づく検査を受けるものとする。 4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領(国土交通省・令和5年3月)(以下「要領」という。))」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。	第1117条 成果物の提出 1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物(設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。)を業務完了報告書とともに提出し、静岡県委託業務検査要領(静岡県・令和5年4月)に基づく検査を受けるものとする。 4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領(国土交通省・令和6年3月)(以下「要領」という。))」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。
共通編-13	第1126条 受注者の賠償責任	第1126条 受注者の賠償責任等
共通編-14	第1129条 成果物の使用等 1. 受注者は、約款第6条第4項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独または他の者と共同で、成果物を発表することができる。	第1129条 成果物の使用等 1. 受注者は、約款第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独または他の者と共同で、成果物を発表することができる。
共通編-15	第1130条 守秘義務 6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去または破棄を確実に行うこと。 第1131条 個人情報の取扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月27日静岡県条例第52号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	第1130条 守秘義務 6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、発注者への返却若しくは消去または破棄を確実に行うこと。 第1131条 個人情報の取扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁 (改正後)	現行 (令和6年2月)			改正 (令和6年12月)				
共通編-26	第2章 設計業務等一般			第2章 設計業務等一般				
	主要技術基準及び参考図書			(参考) 主要技術基準及び参考図書				
	〔1〕 共通			〔1〕 共通				
3	水理公式集平成11年版	土木学会	H11.11	3	水理公式集 2018年版	土木学会	H31.3	
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R5.3	5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R6.3	
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3	9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H25.5	
10	土木工事共通仕様書	静岡県交通基盤部	R5.12	10	土木工事共通仕様書	静岡県交通基盤部	R6.9	
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21.11	12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	R2.12	
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R2.3	14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R5.3	
15	公共測量 作業規定の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29.4	15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	R5.4	
16	公共測量 作業規定の準則 (平成28年3月31日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	H28.3	16	公共測量 作業規程の準則 (令和5年3月31日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	R6.6	
17	公共測量 作業規程の準則 (平成28年3月31日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	H28.3	17	公共測量 作業規程の準則 (令和5年3月31日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	R6.6	
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	H30.3	18	測量成果電子納品要領	国土交通省	R6.3	
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26.5	21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	R6.2	
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R5.3	22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6.3	
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R3.3	23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6.3	
25	2017年制定コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30.3	25	2022年制定コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	R5.3	
26	2014年制定舗装標準示方書	土木学会	H27.10	26	2023年制定舗装標準示方書	土木学会	R5.10	
27	2013年制定コンクリート標準示方書【ダムコンクリート	土木学会	H25.10	27	2023年制定コンクリート標準示方書【ダムコンクリート	土木学会	R5.9	
28	2018年制定コンクリート標準示方書【土木学会規準及 関連基準】 + 【IIS規格集】	土木学会	H30.10	28	2023年制定コンクリート標準示方書【土木学会規準及 関連基準】 + 【IIS規格集】	土木学会	R5.9	
29	2018年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30.10	29	2022年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	R5.3	
30	2017年制定コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30.3	30	2023年制定コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	R5.9	
共通編-27	31	2012年制定コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25.3	31	2022年制定コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	R5.3
	32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R5.3	32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R6.3
	45	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11	45	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H9.9
	48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9	48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	R5.9
	49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9	49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	R5.9

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁 (改正後)	現行 (令和6年2月)				改正 (令和6年12月)			
共通編-28	60	日本建設機械要覧2016年版	日本建設機械施工協会	H28.3	60	日本建設機械要覧2022年版	日本建設機械施工協会	R4.3
	72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編	環境庁	H12.4	72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編	環境庁	H27.10
	73	面的評価支援システム操作マニュアル (本編) Ver. 4.1	環境省水・大気環境局	H30.3	73	面的評価支援システム操作マニュアル (本編) Ver. 5.2.2	環境省水・大気環境局	R6.3
	87	GNSS測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H29.2	87	GNSS標高測量マニュアル (案)	国土地理院	R6.3
	88	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7	88	電子基準点のみを既知点とした3級基準点測量マニュアル (案)	国土地理院	R3.6
共通編-29	100	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル (改定版)	土木研究所 (編集) 地盤汚染対策技術検討委員会	H24.4	100	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル (改訂版)	土木研究所 (編集) 地盤汚染対策技術検討委員会	H24.4
	109	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル (案)	国土地理院	H31.3	109	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル (案)	国土地理院	R5.3
		(新設)			112	静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン	静岡県	R4.10
共通編-30	〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係				〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係			
	6	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	R5.5	6	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	R6.6
	7	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国土交通省	R4.6	7	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国土交通省	R6.6
	11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編 (砂防編)	国土交通省	H28.3	11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編 (砂防編)	国土交通省	R6.6
	17	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)-付解説- ・FRP (M) 水圧管編	電力土木技術協会	H19.9 H19.6 H22.4	17	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)-付解説- ・FRP (M) 水圧管編	電力土木技術協会	H19.9 R6.9 R2.7
	18	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	18	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H19.7
	23	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10	23	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	R2.10
27	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	ダム・堰施設技術協会	H27.2	27	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	ダム・堰施設技術協会	R2.1	
共通編-31	36	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6	36	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	R4.8
	41	護岸の力学設計法 改訂 R5.10	国土技術研究センター	R5.10	41	護岸の力学設計法 改訂 R5.10	国土技術研究センター	R5.10
	43	漁港・漁場の施設の設計の手引2015年版(上・下巻)	全国漁港漁場協会	H28.3	43	漁港・漁場の施設の設計参考図書2023年版	全国漁港漁場協会	R5.4
	53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H11.7
	57	治水経済調査マニュアル (案)	国土交通省河川局	H17.4	57	治水経済調査マニュアル (案)	国土交通省水管理・国土保全局	R6.4
共通編-32	63	漁港海岸事業設計の手引 平成25年度版	全国漁港協会	H25.11	63	漁港海岸事業設計の手引 令和2年度版	全国漁港協会	R3.3

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁 (改正後)	現行 (令和6年2月)				改正 (令和6年12月)			
共通編-33	100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン (第3版)	国土交通省	R元.9	100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン (第5版)	国土交通省	R6.4
	101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28.4	101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	R5.5
	107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14.2	107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H15.2
	108	海岸施設設計便覧2000年版	土木学会	H12.1	108	海岸施設設計便覧2000年版	土木学会	H12.11
	110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	R2.4	110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	R6.2
	111	津波浸水想定の設定の手引きVer. 2.10	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H31.4	111	津波浸水想定の設定の手引きVer. 2.11	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	R5.4
共通編-34	123	土砂災害警戒情報の基準設定・検証の考え方	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁大気海洋部、国土交通省国土技術政策総合研究所	R5.3	123	土砂災害警戒情報の基準設定及び検証の考え方	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁大気海洋部、国土交通省国土技術政策総合研究所	R5.3
共通編-35	143	砂防関係施設点検要領 (案)	国土交通省砂防部保全課	H31.3	143	砂防関係施設点検要領 (案)	国土交通省砂防部保全課	R4.3
	153	水文観測	全日本建設技術協会	H14	153	水文観測	全日本建設技術協会	H14.9
	155	流量観測の高度化マニュアル (高水流量観測編)	土木研究所	H28.6	155	流量観測の高度化マニュアル (高水流量観測編) Ver. 1.2	土木研究所	H28.6
共通編-36	159	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	H18.10	159	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	R6.6
	161	大河川における多自然川づくり-Q&A形式で理解を深める-	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H31.3	161	大河川における多自然川づくり-Q&A形式で理解を深める-	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	R6.7
	164	高潮浸水想定区域図作成の手引き	興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R2.6	164	高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver. 2.11	興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R5.4
	170	高潮特別警戒水位の設定の手引き	理・国土保全局河川環境課水防企画室、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	R3.5	170	高潮特別警戒水位の設定の手引き Ver1.10	理・国土保全局河川環境課水防企画室、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	R4.5

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁 (改正後)	現行 (令和6年2月)				改正 (令和6年12月)			
共通編-36	〔3〕 道路関係				〔3〕 道路関係			
	3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H27.6	3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	R3.3
	5	林道規程－運用と解説－	日本林道協会	H23.8	5	林道規程－運用と解説－	日本林道協会	R3.12
共通編-37	28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第3版	土木研究センター	H26.8	28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第4版	土木研究センター	H26.8
	30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル改訂版	土木研究センター	H25.12	30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル第2回改訂版	土木研究センター	H25.12
共通編-39	77	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会	H22.11	77	舗装再生便覧 令和6年版	日本道路協会	R6.3
	83	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	H29.7	83	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	R6.7
	84	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年版	国土交通省	H27.3	84	構内舗装・排水設計基準及び参考資料 平成31年版	国土交通省	H31.4
	91	道路震災対策便覧 (震災復旧編) 平成18年度改訂版	日本道路協会	H19.3	91	道路震災対策便覧 (震災復旧編) 令和4年度改訂版	日本道路協会	R5.3
共通編-40	111	道路標識ハンドブック (2021年度版) 道路標識ハンドブックⅡ (2021年度版) 道路標識ハンドブックⅢ (2020年度版)	全国道路標識・標示業協会編	R4.1 R4.1 R3.3	111	道路標識ハンドブックⅠ (2024年度版) 道路標識ハンドブックⅡ (2024年度版)	全国道路標識・標示業協会編	R6年度版 R6年度版
	121	道路防災点検の手引 [豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19.9	121	道路防災点検の手引 [豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H21.5
	124	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長	H14.5	124	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国土交通省道路局 国道課	H14.5
	126	PCT桁橋の間詰めコンクリート点検要領 (案)	国道課長	H15.1	126	PCT桁橋の間詰めコンクリート点検要領 (案)	国土交通省道路局 国道課	H15.1
	127	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領 (案)	国道・防災課長	H16.3	127	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領 (案)	国土交通省道路局 国道・防災課	H16.3
	128	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局 国道・防災課	R5.3	128	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局	R5.3
	129	舗装点検要領	国土交通省道路局 国道・防災課	H29.3	129	舗装点検要領	国土交通省道路局	H29.3
	130	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局 国道・防災課	H31.3	130	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局	R6.3
	131	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局 国道・防災課	H31.3	131	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局	H31.3
	132	歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局 国道・防災課	H31.3	132	歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局 国道・技術課	H31.3
	133	附属物 (標識、照明施設等) 点検要領	国土交通省道路局 国道・防災課	H31.3	133	附属物 (標識、照明施設等) 点検要領	国土交通省道路局 国道・技術課	H31.3
	135	橋梁における第三者被害予防措置要領 (案)	国土交通省道路局 国道・防災課	H16.3	135	橋梁における第三者被害予防措置要領 (案)	国土交通省道路局 国道・防災課	H28.12
共通編-41	136	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	H24.3	136	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	R3.3
	140	凸部狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28.3	140	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28.3
	142	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局	H28.7	142	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局	R6.6

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁 (改正後)	現行 (令和6年2月)				改正 (令和6年12月)			
共通編-41	〔4〕 電気・機械・設備等				〔4〕 電気・機械・設備等			
	2	解説 電気設備の技術基準 最終改正	経済産業省原子力安全・保安院	H28.9	2	解説 電気設備の技術基準 最終改正	経済産業省原子力安全・保安院	R4.6
	3	内線規程 JEAC8001-2018	日本電気協会	H28.10	3	内線規程 JEAC8001-2022	日本電気協会	R4.12
	4	電気通信設備工事共通仕様書 令和5年版	国土交通省	R5.3	4	電気通信設備工事共通仕様書 令和6年版	国土交通省	R6.3
	6	建築設備設計基準 令和3年版	国土交通省	R3.3	6	建築設備設計基準 令和6年版	国土交通省	R6.3
	11	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H28.10	11	電気設備工事監理指針 令和4年版	公共建築協会	R4.10
	17	電気通信施設設計要領・同解説 (通信編)	建設電気技術協会	H29.11	17	電気通信施設設計要領・同解説 (通信編) 令和5年版	建設電気技術協会	R5年版
	18	電気通信施設設計要領・同解説 (情報通信システム編)	建設電気技術協会	H30.1	18	電気通信施設設計要領・同解説 (情報通信システム編) 令和5年版	建設電気技術協会	R5年版
共通編-42	22	機械工事共通仕様書 (案)	国土交通省	R5.3	22	機械工事共通仕様書 (案)	国土交通省	R6.3
	〔5〕 公園・下水道・土地区画整理等				〔5〕 公園・下水道・土地区画整理等			
	13	下水道用設計標準歩掛表 設計委託	(社) 日本下水道協会	R5版	13	下水道用設計標準歩掛表 (令和6年度版) 設計委託編	(社) 日本下水道協会	R6版
	19	下水道工事施工管理指針と解説 1989年版	(社) 日本下水道協会	H9.9	19	下水道工事施工管理指針と解説 1989年版	(社) 日本下水道協会	H元.9

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁 (改正後)	現行(令和6年2月)	改正(令和6年12月)
河川編-16	第2編 河川編 第1章 河川環境調査 第4節 成果物 第2121条 成果物 1. 環境影響評価 受注者は、表2.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。	第2編 河川編 第1章 河川環境調査 第4節 成果物 第2121条 成果物 1. 環境影響評価 受注者は、表2.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
河川編-57	第2章 河川調査・計画 第13節 成果物 第2221条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。	第2章 河川調査・計画 第13節 成果物 第2221条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
河川編-101	第3章 河川構造物設計 第9節 成果物 第2323条 成果物 受注者は、表2.3.1、表2.3.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。	第3章 河川構造物設計 第9節 成果物 第2323条 成果物 受注者は、表2.3.1、表2.3.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
海岸編-49	第3編 海岸編 第1章 海岸構造物設計 第11節 成果物 第3136条 成果物 受注者は、表3.1.1、表3.1.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。	第3編 海岸編 第1章 海岸構造物設計 第11節 成果物 第3136条 成果物 受注者は、表3.1.1、表3.1.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁 (改正後)	現行 (令和6年2月)	改正 (令和6年12月)
砂防地すべり編-9	第4編 砂防及び地すべり対策編 第1章 砂防環境調査 第5節 成果物及び貸与資料 第4111条 成果物 受注者は、成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	第4編 砂防及び地すべり対策編 第1章 砂防環境調査 第5節 成果物及び貸与資料 第4111条 成果物 受注者は、成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
砂防地すべり編-25	第2章 砂防調査・計画 第4節 成果物 第4212条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	第2章 砂防調査・計画 第4節 成果物 第4212条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
砂防地すべり編-32	第3章 砂防構造物設計 第2節 砂防堰堤及び床固工の設計 第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計 (5) 施工計画及び仮設構造物設計 1) 施工計画 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の概略施工計画及び資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。 2) 仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。	第3章 砂防構造物設計 第2節 砂防堰堤及び床固工の設計 第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計 (5) 施工計画及び仮設構造物設計 1) 施工計画 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）及び概略資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。 2) 仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。
砂防地すべり編-47	第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計 第4312条 流木対策工詳細設計 (5) 施工計画及び仮設構造物設計 1) 施工計画 受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路及びコンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。 2) 仮設構造物設計 受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。	第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計 第4312条 流木対策工詳細設計 (5) 施工計画及び仮設構造物設計 1) 施工計画 受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。 2) 仮設構造物設計 受注者は、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。
砂防地すべり編-57	第7節 成果物 第4319条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	第7節 成果物 第4319条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
砂防地すべり編-78	第4章 地すべり対策調査・計画・設計 第5節 成果物 第4410条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	第4章 地すべり対策調査・計画・設計 第5節 成果物 第4410条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
砂防地すべり編-92	第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計 第5節 成果物 第4510条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計 第5節 成果物 第4510条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
砂防地すべり編-104	第6章 雪崩対策調査・計画・設計 第5節 成果物 第4609条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	第6章 雪崩対策調査・計画・設計 第5節 成果物 第4609条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁 (改正後)	現行(令和6年2月)	改正(令和6年12月)
ダム編-19	第5編 ダム編 第1章 ダム環境調査 第4節 成果物 第5120条 成果物 1. 環境影響評価 受注者は、表5.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。	第5編 ダム編 第1章 ダム環境調査 第4節 成果物 第5120条 成果物 1. 環境影響評価 受注者は、表5.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
ダム編-27	第2章 ダム治水利水計画 第4節 成果物 第5208条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、 2部 納品するものとする。	第2章 ダム治水利水計画 第4節 成果物 第5208条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
ダム編-29	第3章 ダム地質調査 第2節 地形調査 第5302条 地形調査 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、 発注者に 納品する。 また、収集した空中写真については、別途資料集として提出する。	第3章 ダム地質調査 第2節 地形調査 第5302条 地形調査 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品する ものとする。
ダム編-31	第3節 広域調査 第5303条 広域調査 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、 発注者に 納品する。	第3節 広域調査 第5303条 広域調査 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品する ものとする。
ダム編-32	第4節 地表地質踏査 第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い、 発注者に 納品する。	第4節 地表地質踏査 第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い 作成し 、納品する ものとする。
ダム編-34	第5306条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、 発注者に 納品する。	第5306条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品する ものとする。
ダム編-35	第5307条 ダムサイト地表地質概査 (1/500) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、 発注者に 納品する。	第5307条 ダムサイト地表地質概査 (1/500) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品する ものとする。
ダム編-37	第5308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、 発注者に 納品する。	第5308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品する ものとする。
ダム編-38	第5309条 堤体材料採取候補地地表地質概査 (1/2,500) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、 発注者に 納品する。	第5309条 堤体材料採取候補地地表地質概査 (1/2,500) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品する ものとする。
ダム編-40	第5310条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1,000) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、 発注者に 納品する。	第5310条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1,000) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品する ものとする。

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁 (改正後)	現行(令和6年2月)	改正(令和6年12月)
ダム編-42	<p>第5311条 貯水池周辺地表地質概査 (1/2, 500) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5311条 貯水池周辺地表地質概査 (1/2, 500) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-43	<p>第5312条 貯水池周辺地表地質調査 (1/1, 000) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5312条 貯水池周辺地表地質調査 (1/1, 000) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-44	<p>第5節 物理探査 第5314条 物理探査 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5節 物理探査 第5314条 物理探査 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-46	<p>第6節 透水試験 第5316条 ルジオンテスト及び考察 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第6節 透水試験 第5316条 ルジオンテスト及び考察 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-47	<p>第7節 横坑調査 第5318条 横坑観察 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第7節 横坑調査 第5318条 横坑観察 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-49	<p>第8節 岩盤試験 第5320条 岩盤直接せん断試験 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第8節 岩盤試験 第5320条 岩盤直接せん断試験 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-50	<p>第5321条 岩盤変形試験 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5321条 岩盤変形試験 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-51	<p>第9節 孔内観察 第5322条 孔内観察 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第9節 孔内観察 第5322条 孔内観察 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-53	<p>第10節 地質解析 第5324条 ダムサイト地質比較検討 (1/5, 000) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第10節 地質解析 第5324条 ダムサイト地質比較検討 (1/5, 000) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-54	<p>第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討 (1/5, 000) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討 (1/5, 000) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-56	<p>第5326条 ダムサイト地質解析 (1/2, 500) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5326条 ダムサイト地質解析 (1/2, 500) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁 (改正後)	現行(令和6年2月)	改正(令和6年12月)
ダム編-57	<p>第5327条 ダムサイト地質解析 (1/500) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5327条 ダムサイト地質解析 (1/500) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-58	<p>第5328条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2, 500) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5328条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2, 500) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-60	<p>第5329条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1, 000) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5329条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1, 000) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-61	<p>第5331条 ダムサイト地質考察 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5331条 ダムサイト地質考察 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-62	<p>第5332条 堤体材料採取候補地地質考察 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5332条 堤体材料採取候補地地質考察 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-63	<p>第5333条 貯水池周辺地質考察 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5333条 貯水池周辺地質考察 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-65	<p>第5334条 ダムサイト地質総合解析 (概略設計段階) (1/500) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5334条 ダムサイト地質総合解析 (概略設計段階) (1/500) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-67	<p>第5335条 ダムサイト地質総合解析 (実施設計段階) (1/500) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5335条 ダムサイト地質総合解析 (実施設計段階) (1/500) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-68	<p>第5336条 堤体材料採取候補地地質総合解析 (1/1, 000) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5336条 堤体材料採取候補地地質総合解析 (1/1, 000) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-70	<p>第11節 岩盤掘削面スケッチ 第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第11節 岩盤掘削面スケッチ 第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-71	<p>第5338条 堤体材料採取地掘削時材料評価 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5338条 堤体材料採取地掘削時材料評価 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>
ダム編-72	<p>第5339条 堤体材料採取地掘削面スケッチ 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。</p>	<p>第5339条 堤体材料採取地掘削面スケッチ 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁 (改正後)	現行(令和6年2月)	改正(令和6年12月)
ダム編-74	第12節 第四紀断層調査 第5341条 第四紀断層調査 (一次調査その1) 3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。	第12節 第四紀断層調査 第5341条 第四紀断層調査 (一次調査その1) 3. 成果物 受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。
ダム編-75	第13節 成果物 第5342条 成果物 3. 成果物 受注者は、表5.3.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	第13節 成果物 第5342条 成果物 3. 成果物 受注者は、表5.3.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
ダム編-100	第4章 ダム本体設計 第4節 成果物 第5410条 成果物 受注者は、表5.4.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い2部納品するものとする。	第4章 ダム本体設計 第4節 成果物 第5410条 成果物 受注者は、表5.4.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
ダム編-112	第5章 ダム付帯施設設計 第4節 成果物 第5508条 成果物 受注者は、表5.5.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い2部納品するものとする。	第5章 ダム付帯施設設計 第4節 成果物 第5508条 成果物 受注者は、表5.5.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
ダム編-130	第6章 施工計画及び施工設備設計 第4節 成果物 第5608条 成果物 受注者は、表5.6.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い2部納品するものとする。	第6章 施工計画及び施工設備設計 第4節 成果物 第5608条 成果物 受注者は、表5.6.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
ダム編-148	第8章 その他 第7節 成果物 第5812条 成果物 受注者は、表5.7.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い2部納品するものとする。	第8章 その他 第7節 成果物 第5812条 成果物 受注者は、表5.7.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁 (改正後)	現行(令和6年2月)	改正(令和6年12月)
道路編-12	第6編 道路編 第1章 道路環境調査 第2節 成果物	第6編 道路編 第1章 道路環境調査 第2節 成果物
	第6110条 成果物 1. 環境影響調査 受注者は、表6.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	第6110条 成果物 1. 環境影響調査 受注者は、表6.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
道路編-22	第2章 交通現況調査 第7節 成果物	第2章 交通現況調査 第7節 成果物
	第6251条 成果物 受注者は、表6.2.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	第6251条 成果物 受注者は、表6.2.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
道路編-27	第3章 道路網・路線計画 第5節 成果物	第3章 道路網・路線計画 第5節 成果物
	第6305条 成果物 受注者は、表6.3.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	第6305条 成果物 受注者は、表6.3.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
道路編-69	第4章 道路設計 第10節 成果物	第4章 道路設計 第10節 成果物
	第6433条 成果物 受注者は、表6.4.1～表6.4.8に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	第6433条 成果物 受注者は、表6.4.1～表6.4.8に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
道路編-112	第5章 地下構造物設計 第5節 成果物	第5章 地下構造物設計 第5節 成果物
	第6517条 成果物 受注者は、表6.5.1～表6.5.12に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	第6517条 成果物 受注者は、表6.5.1～表6.5.12に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
道路編-133	第6章 地下駐車場計画・設計 第5節 成果物	第6章 地下駐車場計画・設計 第5節 成果物
	第6611条 成果物 受注者は、表6.6.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	第6611条 成果物 受注者は、表6.6.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
道路編-170	第7章 トンネル設計 第6節 成果物	第7章 トンネル設計 第6節 成果物
	第6716条 成果物 受注者は、表6.7.1～表6.7.10に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	第6716条 成果物 受注者は、表6.7.1～表6.7.10に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
道路編-191	第8章 橋梁設計 第5節 成果物	第8章 橋梁設計 第5節 成果物
	第6811条 成果物 受注者は、表6.8.1～表6.8.3に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	第6811条 成果物 受注者は、表6.8.1～表6.8.3に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。
道路編-195	第9章 道路施設点検 第3節 成果物	第9章 道路施設点検 第3節 成果物
	第6903条 成果物 受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。	第6903条 成果物 受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、納品するものとする。
公園編-3	第7編 公園編 第1章 公園設計 第2節 成果品	第7編 公園編 第1章 公園設計 第2節 成果品
	第7105条 成果物 受注者は、表7.1に示す成果品を作成し、第1編共通編第1章総則第1115条成果物の提出に従い2部を納品するものとする。	第7105条 成果物 受注者は、表7.1に示す成果品を作成し、第1編共通編第1章総則第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

頁 (改正後)	現行 (令和6年2月)	改正 (令和6年12月)																																																																								
港湾・漁港編-6	第10編 港湾・漁港編 第1章 環境調査業務 第2節 水質調査 第10102条 水質調査 表1-1 水質試験方法 <table border="1" data-bbox="241 300 1131 957"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気温</td> <td>JIS K 0102 7.1</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>JIS K 0102 7.2</td> </tr> <tr> <td>色相</td> <td>JIS 標準色票</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td>JIS K 0102 10.1</td> </tr> <tr> <td>塩分</td> <td>海洋観測指針 5.3</td> </tr> <tr> <td>透明度</td> <td>海洋観測指針 3.2</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>JIS K 0101 9.2, 9.3, 9.4. 又は水中濁度計 YPC-1D</td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td>JIS K 0102 12.1 又はガラス電極法</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素 (DO)</td> <td>JIS K 0102 32.1 又は隔膜電極法若しくは工学式センサ</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量 (BOD)</td> <td>JIS K 0102 21</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量 (COD)</td> <td>JIS K 0102 17</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質 (SS)</td> <td>環告第 59 号付表 9</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>環告第 59 号別表 2 (最確数による定量法) 又は厚生省・建設省令第 1 号別表第 1</td> </tr> <tr> <td>全窒素</td> <td>JIS K 0102 45.2、45.3、45.4 又は 45.6</td> </tr> <tr> <td>全りん</td> <td>JIS K 0102 46.3</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン抽出物質</td> <td>環告第 59 号付表 14 又は環告第 64 号付表 4</td> </tr> <tr> <td>亜鉛</td> <td>JIS K 0102 53</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	気温	JIS K 0102 7.1	水温	JIS K 0102 7.2	色相	JIS 標準色票	臭気	JIS K 0102 10.1	塩分	海洋観測指針 5.3	透明度	海洋観測指針 3.2	濁度	JIS K 0101 9.2, 9.3, 9.4. 又は水中濁度計 YPC-1D	水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 12.1 又はガラス電極法	溶存酸素 (DO)	JIS K 0102 32.1 又は隔膜電極法若しくは工学式センサ	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 21	化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 17	浮遊物質 (SS)	環告第 59 号付表 9	大腸菌群数	環告第 59 号別表 2 (最確数による定量法) 又は厚生省・建設省令第 1 号別表第 1	全窒素	JIS K 0102 45.2、45.3、45.4 又は 45.6	全りん	JIS K 0102 46.3	n-ヘキサン抽出物質	環告第 59 号付表 14 又は環告第 64 号付表 4	亜鉛	JIS K 0102 53	第10編 港湾・漁港編 第1章 環境調査業務 第2節 水質調査 第10102条 水質調査 表1-1 水質試験方法 <table border="1" data-bbox="1265 300 2094 957"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気温</td> <td>JIS K 0102 7.1</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>JIS K 0102 7.2</td> </tr> <tr> <td>色相</td> <td>JIS 標準色票</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td>JIS K 0102 10.1</td> </tr> <tr> <td>塩分</td> <td>海洋観測指針 5.3</td> </tr> <tr> <td>透明度</td> <td>海洋観測指針 3.2</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>JIS K 0101 9.2, 9.3, 9.4. 又は水中濁度計</td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td>JIS K 0102 12.1 又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素 (DO)</td> <td>JIS K 0102 32 又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量 (BOD)</td> <td>JIS K 0102 21</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量 (COD)</td> <td>JIS K 0102 17</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質 (SS)</td> <td>環告第 59 号付表 9</td> </tr> <tr> <td>大腸菌数</td> <td>環告第 59 号付表 10</td> </tr> <tr> <td>全窒素</td> <td>JIS K 0102 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 (45 備考 3 を除く。)</td> </tr> <tr> <td>全りん</td> <td>JIS K 0102 46.3 (46 の備考 9 を除く。)</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン抽出物質</td> <td>環告第 59 号付表 14 又は環告第 64 号付表 4</td> </tr> <tr> <td>亜鉛</td> <td>JIS K 0102 53</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	気温	JIS K 0102 7.1	水温	JIS K 0102 7.2	色相	JIS 標準色票	臭気	JIS K 0102 10.1	塩分	海洋観測指針 5.3	透明度	海洋観測指針 3.2	濁度	JIS K 0101 9.2, 9.3, 9.4. 又は水中濁度計	水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 12.1 又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	溶存酸素 (DO)	JIS K 0102 32 又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 21	化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 17	浮遊物質 (SS)	環告第 59 号付表 9	大腸菌数	環告第 59 号付表 10	全窒素	JIS K 0102 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 (45 備考 3 を除く。)	全りん	JIS K 0102 46.3 (46 の備考 9 を除く。)	n-ヘキサン抽出物質	環告第 59 号付表 14 又は環告第 64 号付表 4	亜鉛	JIS K 0102 53
試験項目	試験方法																																																																									
気温	JIS K 0102 7.1																																																																									
水温	JIS K 0102 7.2																																																																									
色相	JIS 標準色票																																																																									
臭気	JIS K 0102 10.1																																																																									
塩分	海洋観測指針 5.3																																																																									
透明度	海洋観測指針 3.2																																																																									
濁度	JIS K 0101 9.2, 9.3, 9.4. 又は水中濁度計 YPC-1D																																																																									
水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 12.1 又はガラス電極法																																																																									
溶存酸素 (DO)	JIS K 0102 32.1 又は隔膜電極法若しくは工学式センサ																																																																									
生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 21																																																																									
化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 17																																																																									
浮遊物質 (SS)	環告第 59 号付表 9																																																																									
大腸菌群数	環告第 59 号別表 2 (最確数による定量法) 又は厚生省・建設省令第 1 号別表第 1																																																																									
全窒素	JIS K 0102 45.2、45.3、45.4 又は 45.6																																																																									
全りん	JIS K 0102 46.3																																																																									
n-ヘキサン抽出物質	環告第 59 号付表 14 又は環告第 64 号付表 4																																																																									
亜鉛	JIS K 0102 53																																																																									
試験項目	試験方法																																																																									
気温	JIS K 0102 7.1																																																																									
水温	JIS K 0102 7.2																																																																									
色相	JIS 標準色票																																																																									
臭気	JIS K 0102 10.1																																																																									
塩分	海洋観測指針 5.3																																																																									
透明度	海洋観測指針 3.2																																																																									
濁度	JIS K 0101 9.2, 9.3, 9.4. 又は水中濁度計																																																																									
水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 12.1 又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法																																																																									
溶存酸素 (DO)	JIS K 0102 32 又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法																																																																									
生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 21																																																																									
化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 17																																																																									
浮遊物質 (SS)	環告第 59 号付表 9																																																																									
大腸菌数	環告第 59 号付表 10																																																																									
全窒素	JIS K 0102 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 (45 備考 3 を除く。)																																																																									
全りん	JIS K 0102 46.3 (46 の備考 9 を除く。)																																																																									
n-ヘキサン抽出物質	環告第 59 号付表 14 又は環告第 64 号付表 4																																																																									
亜鉛	JIS K 0102 53																																																																									
港湾・漁港編-7	健康項目等 <table border="1" data-bbox="241 1037 1131 1292"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td> <td>JIS K 0102 55.2、55.3 又は 55.4</td> </tr> <tr> <td>全シアン</td> <td>JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2 又は 38.1.2 及び 38.3 又は 38.1.2 及び 38.5</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>JIS K 0102 54</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td>JIS K 0102 65.2 (ただし、65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 JIS K 0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行う。)</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>JIS K 0102 61.2、61.3 又は 61.4</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	カドミウム	JIS K 0102 55.2、55.3 又は 55.4	全シアン	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2 又は 38.1.2 及び 38.3 又は 38.1.2 及び 38.5	鉛	JIS K 0102 54	六価クロム	JIS K 0102 65.2 (ただし、65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 JIS K 0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行う。)	砒素	JIS K 0102 61.2、61.3 又は 61.4	健康項目等 <table border="1" data-bbox="1265 1037 2094 1524"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td> <td>JIS K 0102 55.2、55.3 又は 55.4</td> </tr> <tr> <td>全シアン</td> <td>JIS K 0102 38.1.2 (38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2、38.1.2 及び 38.3、38.1.2 及び 38.5 又は環告第 59 号付表 1</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>JIS K 0102 54</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td>JIS K 0102 65.2 (65.2.2 及び 65.2.7 を除く。) ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合は、それぞれ 1 から 3 による。 1 65.2.1 による場合、原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 による場合 (65. の備考 11 の b) による場合に限る。)、試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120% であることを確認すること。 3 65.2.6 により汽水又は海水を測定する場合、2 に定めるところによるほか、JIS K 0170-7 7 a) 又は b) に定める操作を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>JIS K 0102 61.2、61.3 又は 61.4</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	カドミウム	JIS K 0102 55.2、55.3 又は 55.4	全シアン	JIS K 0102 38.1.2 (38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2、38.1.2 及び 38.3、38.1.2 及び 38.5 又は環告第 59 号付表 1	鉛	JIS K 0102 54	六価クロム	JIS K 0102 65.2 (65.2.2 及び 65.2.7 を除く。) ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合は、それぞれ 1 から 3 による。 1 65.2.1 による場合、原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 による場合 (65. の備考 11 の b) による場合に限る。)、試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120% であることを確認すること。 3 65.2.6 により汽水又は海水を測定する場合、2 に定めるところによるほか、JIS K 0170-7 7 a) 又は b) に定める操作を行うこと。	砒素	JIS K 0102 61.2、61.3 又は 61.4																																																
試験項目	試験方法																																																																									
カドミウム	JIS K 0102 55.2、55.3 又は 55.4																																																																									
全シアン	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2 又は 38.1.2 及び 38.3 又は 38.1.2 及び 38.5																																																																									
鉛	JIS K 0102 54																																																																									
六価クロム	JIS K 0102 65.2 (ただし、65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 JIS K 0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行う。)																																																																									
砒素	JIS K 0102 61.2、61.3 又は 61.4																																																																									
試験項目	試験方法																																																																									
カドミウム	JIS K 0102 55.2、55.3 又は 55.4																																																																									
全シアン	JIS K 0102 38.1.2 (38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2、38.1.2 及び 38.3、38.1.2 及び 38.5 又は環告第 59 号付表 1																																																																									
鉛	JIS K 0102 54																																																																									
六価クロム	JIS K 0102 65.2 (65.2.2 及び 65.2.7 を除く。) ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合は、それぞれ 1 から 3 による。 1 65.2.1 による場合、原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 による場合 (65. の備考 11 の b) による場合に限る。)、試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120% であることを確認すること。 3 65.2.6 により汽水又は海水を測定する場合、2 に定めるところによるほか、JIS K 0170-7 7 a) 又は b) に定める操作を行うこと。																																																																									
砒素	JIS K 0102 61.2、61.3 又は 61.4																																																																									

頁 (改正後)	現行 (令和6年2月)	改正 (令和6年12月)																																																		
港湾・漁港 編-8	<table border="1"> <tr> <td>フッ素</td> <td>JIS K 0102 34.1 又は 34.1.1(C)及び付表7</td> </tr> <tr> <td>ホウ素</td> <td>JIS K 0102 47.1、47.3 又は 47.4</td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>環告第 59 号付表 8</td> </tr> <tr> <td>フェノール類</td> <td>JIS K 0102 28.1</td> </tr> <tr> <td>銅</td> <td>JIS K 0102 52.2、52.3、52.4 又は 52.5</td> </tr> <tr> <td>鉄 (溶解性)</td> <td>JIS K 0102 57.2、57.3 又は 57.4</td> </tr> <tr> <td>マンガン (溶解性)</td> <td>JIS K 0102 56.2、56.3、56.4 又は 56.5</td> </tr> <tr> <td>クロム</td> <td>JIS K 0102 65.1</td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td>環告第 64 号付表 1 又はパラチフ、アセチルアミン若しくは EPN は JIS K 0102 31.1 (カ' スマトグラフ法を除く。)、アセチルアミンは環告第 64 号付表 2</td> </tr> <tr> <td>アンモニア性窒素</td> <td>JIS K 0102 42.2、42.3、42.5 又は 42.6</td> </tr> </table>	フッ素	JIS K 0102 34.1 又は 34.1.1(C)及び付表7	ホウ素	JIS K 0102 47.1、47.3 又は 47.4	1,4-ジオキサン	環告第 59 号付表 8	フェノール類	JIS K 0102 28.1	銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4 又は 52.5	鉄 (溶解性)	JIS K 0102 57.2、57.3 又は 57.4	マンガン (溶解性)	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4 又は 56.5	クロム	JIS K 0102 65.1	有機燐化合物	環告第 64 号付表 1 又はパラチフ、アセチルアミン若しくは EPN は JIS K 0102 31.1 (カ' スマトグラフ法を除く。)、アセチルアミンは環告第 64 号付表 2	アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.2、42.3、42.5 又は 42.6	<p>表 1-1 水質試験方法</p> <table border="1"> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> <tr> <td>健康項目等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フッ素</td> <td>JIS K 0102 34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合は、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、JIS K 0170-6 図 2 注記 アルミニウム溶液のラインを追加する。)又は 34.1.1 c) (注 (2)第三文及び 34の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、これを省略することができる。)及び環告第 59 号付表 7</td> </tr> <tr> <td>ホウ素</td> <td>JIS K 0102 47.1、47.3 又は 47.4</td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>環告第 59 号付表 8</td> </tr> <tr> <td>特殊項目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フェノール類</td> <td>JIS K 0102 28.1 (28の備考2及び備考3並びに 28.1.3のただし書以降を除く。)</td> </tr> <tr> <td>銅</td> <td>JIS K 0102 52.2、52.3、52.4 又は 52.5</td> </tr> <tr> <td>鉄 (溶解性)</td> <td>JIS K 0102 57.2、57.3 又は 57.4</td> </tr> <tr> <td>マンガン (溶解性)</td> <td>JIS K 0102 56.2、56.3、56.4 又は 56.5</td> </tr> <tr> <td>クロム</td> <td>JIS K 0102 65.1</td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td>環告第 64 号付表 1 又はパラチフ、アセチルアミン若しくは EPN は JIS K 0102 31.1 (カ' スマトグラフ法を除く。)、アセチルアミンは環告第 64 号付表 2</td> </tr> <tr> <td>アンモニア性窒素</td> <td>JIS K 0102 42.2、42.3、42.5、42.6 又は 42.7 (ただし、42.2、42.6 又は 42.7 により測定する場合において、42.1 c)の蒸留操作を行うときは、42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法</td> </tr> </table>	試験項目	試験方法	健康項目等		フッ素	JIS K 0102 34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合は、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、JIS K 0170-6 図 2 注記 アルミニウム溶液のラインを追加する。)又は 34.1.1 c) (注 (2)第三文及び 34の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、これを省略することができる。)及び環告第 59 号付表 7	ホウ素	JIS K 0102 47.1、47.3 又は 47.4	1,4-ジオキサン	環告第 59 号付表 8	特殊項目		フェノール類	JIS K 0102 28.1 (28の備考2及び備考3並びに 28.1.3のただし書以降を除く。)	銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4 又は 52.5	鉄 (溶解性)	JIS K 0102 57.2、57.3 又は 57.4	マンガン (溶解性)	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4 又は 56.5	クロム	JIS K 0102 65.1	有機燐化合物	環告第 64 号付表 1 又はパラチフ、アセチルアミン若しくは EPN は JIS K 0102 31.1 (カ' スマトグラフ法を除く。)、アセチルアミンは環告第 64 号付表 2	アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.2、42.3、42.5、42.6 又は 42.7 (ただし、42.2、42.6 又は 42.7 により測定する場合において、42.1 c)の蒸留操作を行うときは、42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法				
フッ素	JIS K 0102 34.1 又は 34.1.1(C)及び付表7																																																			
ホウ素	JIS K 0102 47.1、47.3 又は 47.4																																																			
1,4-ジオキサン	環告第 59 号付表 8																																																			
フェノール類	JIS K 0102 28.1																																																			
銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4 又は 52.5																																																			
鉄 (溶解性)	JIS K 0102 57.2、57.3 又は 57.4																																																			
マンガン (溶解性)	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4 又は 56.5																																																			
クロム	JIS K 0102 65.1																																																			
有機燐化合物	環告第 64 号付表 1 又はパラチフ、アセチルアミン若しくは EPN は JIS K 0102 31.1 (カ' スマトグラフ法を除く。)、アセチルアミンは環告第 64 号付表 2																																																			
アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.2、42.3、42.5 又は 42.6																																																			
試験項目	試験方法																																																			
健康項目等																																																				
フッ素	JIS K 0102 34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合は、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、JIS K 0170-6 図 2 注記 アルミニウム溶液のラインを追加する。)又は 34.1.1 c) (注 (2)第三文及び 34の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、これを省略することができる。)及び環告第 59 号付表 7																																																			
ホウ素	JIS K 0102 47.1、47.3 又は 47.4																																																			
1,4-ジオキサン	環告第 59 号付表 8																																																			
特殊項目																																																				
フェノール類	JIS K 0102 28.1 (28の備考2及び備考3並びに 28.1.3のただし書以降を除く。)																																																			
銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4 又は 52.5																																																			
鉄 (溶解性)	JIS K 0102 57.2、57.3 又は 57.4																																																			
マンガン (溶解性)	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4 又は 56.5																																																			
クロム	JIS K 0102 65.1																																																			
有機燐化合物	環告第 64 号付表 1 又はパラチフ、アセチルアミン若しくは EPN は JIS K 0102 31.1 (カ' スマトグラフ法を除く。)、アセチルアミンは環告第 64 号付表 2																																																			
アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.2、42.3、42.5、42.6 又は 42.7 (ただし、42.2、42.6 又は 42.7 により測定する場合において、42.1 c)の蒸留操作を行うときは、42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法																																																			
港湾・漁港 編-9	<table border="1"> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> <tr> <td>要監視項目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2</td> </tr> <tr> <td>フタル酸ジエチルヘキシル</td> <td>環水規第 121 号付表 3 の第 1 又は第 2</td> </tr> <tr> <td>ニッケル</td> <td>JIS K 0102 59.3 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5</td> </tr> <tr> <td>モリブデン</td> <td>JIS K 0102 68.2 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5</td> </tr> <tr> <td>アンチモン</td> <td>平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 5 の第 1、第 2 又は第 3</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニルモノマー</td> <td>平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 1</td> </tr> <tr> <td>エビクロヒドリ</td> <td>平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 2</td> </tr> <tr> <td>全マンガン</td> <td>JIS K 0102 56.2、56.3、56.4 又は 56.5</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 4 の第 1、第 2 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸; 令和 2 年 5 月 28 日 環水大発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号付表 1</td> </tr> </table>	試験項目	試験方法	要監視項目		トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第 121 号付表 3 の第 1 又は第 2	ニッケル	JIS K 0102 59.3 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5	モリブデン	JIS K 0102 68.2 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5	アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 5 の第 1、第 2 又は第 3	塩化ビニルモノマー	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 1	エビクロヒドリ	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 2	全マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4 又は 56.5	ウラン	環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 4 の第 1、第 2 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸; 令和 2 年 5 月 28 日 環水大発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号付表 1	<table border="1"> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> <tr> <td>要監視項目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2</td> </tr> <tr> <td>フタル酸ジエチルヘキシル</td> <td>環水規第 121 号付表 3 の第 1 又は第 2</td> </tr> <tr> <td>ニッケル</td> <td>JIS K 0102 59.3 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5</td> </tr> <tr> <td>モリブデン</td> <td>JIS K 0102 68.2 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5</td> </tr> <tr> <td>アンチモン</td> <td>平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 5 の第 1、第 2 又は第 3</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニルモノマー</td> <td>平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 1</td> </tr> <tr> <td>エビクロヒドリ</td> <td>平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 2</td> </tr> <tr> <td>全マンガン</td> <td>JIS K 0102 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法 (準備操作は JIS K 0102 によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。)</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 4 の第 1、第 2</td> </tr> <tr> <td>ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸</td> <td>令和 2 年 5 月 28 日 環水大発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号付表 1</td> </tr> </table>	試験項目	試験方法	要監視項目		トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第 121 号付表 3 の第 1 又は第 2	ニッケル	JIS K 0102 59.3 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5	モリブデン	JIS K 0102 68.2 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5	アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 5 の第 1、第 2 又は第 3	塩化ビニルモノマー	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 1	エビクロヒドリ	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 2	全マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法 (準備操作は JIS K 0102 によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。)	ウラン	平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 4 の第 1、第 2	ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸	令和 2 年 5 月 28 日 環水大発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号付表 1
試験項目	試験方法																																																			
要監視項目																																																				
トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2																																																			
キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2																																																			
フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第 121 号付表 3 の第 1 又は第 2																																																			
ニッケル	JIS K 0102 59.3 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5																																																			
モリブデン	JIS K 0102 68.2 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5																																																			
アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 5 の第 1、第 2 又は第 3																																																			
塩化ビニルモノマー	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 1																																																			
エビクロヒドリ	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 2																																																			
全マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4 又は 56.5																																																			
ウラン	環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 4 の第 1、第 2 ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸; 令和 2 年 5 月 28 日 環水大発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号付表 1																																																			
試験項目	試験方法																																																			
要監視項目																																																				
トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2																																																			
キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2																																																			
フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第 121 号付表 3 の第 1 又は第 2																																																			
ニッケル	JIS K 0102 59.3 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5																																																			
モリブデン	JIS K 0102 68.2 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5																																																			
アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 5 の第 1、第 2 又は第 3																																																			
塩化ビニルモノマー	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 1																																																			
エビクロヒドリ	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 2																																																			
全マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法 (準備操作は JIS K 0102 によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。)																																																			
ウラン	平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 4 の第 1、第 2																																																			
ベルフルオロオクタンスルホン酸及びベルフルオロオクタン酸	令和 2 年 5 月 28 日 環水大発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号付表 1																																																			

頁 (改正後)	現行(令和6年2月)	改正(令和6年12月)
港湾・漁港 編-9	<p>注) 「環告第 59 号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第 59 号 昭和 46 年 12 月 28 日 改正: 環境省告示第 46 号 平成 31 年 3 月 20 日) を示す。</p> <p>「厚生省・建設省令第 1 号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(厚生省・建設省令第 1 号 昭和 37 年 12 月 17 日) を示す。</p> <p>「環告第 64 号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第 64 号 昭和 49 年 9 月 30 日 改正: 環境省告示第 47 号 平成 31 年 3 月 20 日) を示す。</p> <p>「環水規第 121 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(環水規第 121 号 平成 5 年 4 月 28 日 改正: 環水管第 69 号 平成 11 年 3 月 12 日) を示す。</p> <p>「環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号 平成 16 年 3 月 31 日) を示す。</p> <p>「環水大水発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水大水発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号 令和 2 年 5 月 28 日) を示す。</p>	<p>注) ・「環告第 59 号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第 59 号 昭和 46 年 12 月 28 日 改正: 環境省告示第 62 号 令和 3 年 10 月 7 日) を示す。</p> <p>・「厚生省・建設省令第 1 号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(厚生省・建設省令第 1 号 昭和 37 年 12 月 17 日) を示す。</p> <p>・「環告第 64 号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第 64 号 昭和 49 年 9 月 30 日 改正: 環境省告示第 47 号 平成 31 年 3 月 20 日) を示す。</p> <p>・「環水規第 121 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(環水規第 121 号 平成 5 年 4 月 28 日 改正: 環水管第 69 号 平成 11 年 3 月 12 日) を示す。</p> <p>・「環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号 平成 16 年 3 月 31 日) を示す。</p> <p>・「環水大水発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水大水発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号 令和 2 年 5 月 28 日) を示す。</p>
港湾・漁港 編-10	<p>7. 照査 (2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 調査方針と水質調査内容の適切性 ② 試験結果と既存資料の整合性 ③ 成果物の適切性 	<p>7. 照査 (2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 調査方針と水質調査内容の適切性 2) 試験結果と既存資料の整合性 3) 成果物の適切性

頁 (改正後)	現行 (令和6年2月)	改正 (令和6年12月)																																																																																																																																
港湾・漁港編-11	第3節 底質調査 第10103条 底質調査	第3節 底質調査 第10103条 底質調査																																																																																																																																
	4. 底質調査 表1-2 底質試験方法 <table border="1" data-bbox="280 295 1097 981"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルキル水銀化合物</td> <td>環告第59号付表3及び環告第64号付表3</td> <td>汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ</td> <td>底質調査方法 II. 5. 14. 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物</td> <td>環告第59号付表2</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5. 14. 1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 55. 2、55. 3 又は 55. 4</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5. 1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉛又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 54</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5. 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td>環告第64号付表1又はJISK0102 31. 1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>JIS K 0102 65. 2</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5. 12. 3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひ素又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 61</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5. 9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>JIS K 0102 38ただし38. 1. 1は除く</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 4. 11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PCB</td> <td>環告第59号付表3又はJIS K 0093</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 6. 4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機塩素化合物</td> <td></td> <td></td> <td>環告第14号別表1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銅又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 52</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5. 3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	アルキル水銀化合物	環告第59号付表3及び環告第64号付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	底質調査方法 II. 5. 14. 2		水銀又はその化合物	環告第59号付表2		底質調査方法 II. 5. 14. 1		カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55. 2、55. 3 又は 55. 4		底質調査方法 II. 5. 1		鉛又はその化合物	JIS K 0102 54		底質調査方法 II. 5. 2		有機燐化合物	環告第64号付表1又はJISK0102 31. 1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)				六価クロム化合物	JIS K 0102 65. 2		底質調査方法 II. 5. 12. 3		ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61		底質調査方法 II. 5. 9		シアン化合物	JIS K 0102 38ただし38. 1. 1は除く		底質調査方法 II. 4. 11		PCB	環告第59号付表3又はJIS K 0093		底質調査方法 II. 6. 4		有機塩素化合物			環告第14号別表1		銅又はその化合物	JIS K 0102 52		底質調査方法 II. 5. 3		4. 底質調査 表1-2 底質試験方法 <table border="1" data-bbox="1265 295 2083 1412"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルキル水銀化合物</td> <td>環告第59号付表3及び環告第64号付表3</td> <td>汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ</td> <td>底質調査方法 II. 5. 14. 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物</td> <td>環告第59号付表2</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5. 14. 1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 55 (準備操作で参照することとしているJIS K 01 02 52. 2の備考6に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5. 1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉛又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 54 (準備操作で参照することとしているJIS K 01 02 52. 2の備考6に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5. 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td>環告第64号付表1又はJISK0102 31. 1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>環告第13号別表1又は添加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限り65. 2 (JIS K 0102 65. 2. 6に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5. 12. 3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひ素又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 61 (ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5. 9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>JIS K 0102 38ただし38. 1. 1は除く</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 4. 11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PCB</td> <td>環告第59号付表4又はJIS K 0093</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 6. 4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機塩素化合物</td> <td></td> <td></td> <td>環告第14号別表1で作成した検液をJIS K 0102 35. 3で測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銅又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 52 (準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52. 2の備考6に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5. 3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	アルキル水銀化合物	環告第59号付表3及び環告第64号付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	底質調査方法 II. 5. 14. 2		水銀又はその化合物	環告第59号付表2		底質調査方法 II. 5. 14. 1		カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55 (準備操作で参照することとしているJIS K 01 02 52. 2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5. 1		鉛又はその化合物	JIS K 0102 54 (準備操作で参照することとしているJIS K 01 02 52. 2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5. 2		有機燐化合物	環告第64号付表1又はJISK0102 31. 1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)				六価クロム化合物	環告第13号別表1又は添加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限り65. 2 (JIS K 0102 65. 2. 6に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5. 12. 3		ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61 (ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)		底質調査方法 II. 5. 9		シアン化合物	JIS K 0102 38ただし38. 1. 1は除く		底質調査方法 II. 4. 11		PCB	環告第59号付表4又はJIS K 0093		底質調査方法 II. 6. 4		有機塩素化合物			環告第14号別表1で作成した検液をJIS K 0102 35. 3で測定		銅又はその化合物	JIS K 0102 52 (準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52. 2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5. 3	
試験項目	溶出試験		含有量試験																																																																																																																															
	試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																																																																																														
アルキル水銀化合物	環告第59号付表3及び環告第64号付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	底質調査方法 II. 5. 14. 2																																																																																																																															
水銀又はその化合物	環告第59号付表2		底質調査方法 II. 5. 14. 1																																																																																																																															
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55. 2、55. 3 又は 55. 4		底質調査方法 II. 5. 1																																																																																																																															
鉛又はその化合物	JIS K 0102 54		底質調査方法 II. 5. 2																																																																																																																															
有機燐化合物	環告第64号付表1又はJISK0102 31. 1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)																																																																																																																																	
六価クロム化合物	JIS K 0102 65. 2		底質調査方法 II. 5. 12. 3																																																																																																																															
ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61		底質調査方法 II. 5. 9																																																																																																																															
シアン化合物	JIS K 0102 38ただし38. 1. 1は除く		底質調査方法 II. 4. 11																																																																																																																															
PCB	環告第59号付表3又はJIS K 0093		底質調査方法 II. 6. 4																																																																																																																															
有機塩素化合物			環告第14号別表1																																																																																																																															
銅又はその化合物	JIS K 0102 52		底質調査方法 II. 5. 3																																																																																																																															
試験項目	溶出試験		含有量試験																																																																																																																															
	試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																																																																																														
アルキル水銀化合物	環告第59号付表3及び環告第64号付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	底質調査方法 II. 5. 14. 2																																																																																																																															
水銀又はその化合物	環告第59号付表2		底質調査方法 II. 5. 14. 1																																																																																																																															
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55 (準備操作で参照することとしているJIS K 01 02 52. 2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5. 1																																																																																																																															
鉛又はその化合物	JIS K 0102 54 (準備操作で参照することとしているJIS K 01 02 52. 2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5. 2																																																																																																																															
有機燐化合物	環告第64号付表1又はJISK0102 31. 1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)																																																																																																																																	
六価クロム化合物	環告第13号別表1又は添加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限り65. 2 (JIS K 0102 65. 2. 6に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5. 12. 3																																																																																																																															
ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61 (ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)		底質調査方法 II. 5. 9																																																																																																																															
シアン化合物	JIS K 0102 38ただし38. 1. 1は除く		底質調査方法 II. 4. 11																																																																																																																															
PCB	環告第59号付表4又はJIS K 0093		底質調査方法 II. 6. 4																																																																																																																															
有機塩素化合物			環告第14号別表1で作成した検液をJIS K 0102 35. 3で測定																																																																																																																															
銅又はその化合物	JIS K 0102 52 (準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52. 2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5. 3																																																																																																																															

頁 (改正後)	現行 (令和6年2月)				改正 (令和6年12月)				
港湾・漁港 編-12					表1-2 底質試験方法				
					溶出試験		含有量試験		
					試験項目	試験方法	摘要	試験方法	摘要
					亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53		底質調査方法Ⅱ. 5. 4	
					ふっ化物	JIS K 0102 34			
					トリクロロエチレン	薬告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1又は5.5			
					テトラクロロエチレン	薬告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1又は5.5			
					ベリリウム又は化合物	薬告第13号別表7			
					クロム又はその化合物	JIS K 0102 65.1		底質調査方法Ⅱ. 5. 12	
					ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 59			
					バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 70			
					ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2又は5.4.1			
					四塩化炭素	薬告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1又は5.5			
					1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2又は5.4.1			
					1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2又は5.4.1			
					シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2又は5.4.1			
					1,1,1-トリクロロエタン	薬告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1又は5.5			
					1,1,2-トリクロロエタン	薬告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1又は5.5			
					亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53	JIS K 0102 53 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2 の備考6 に定める方法を除く。)	底質調査方法Ⅱ. 5. 4	
					ふっ化物	JIS K 0102 34 (34.4のうち FIA 法を用いる場合には、34.1 の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)		底質調査方法Ⅱ. 4. 12	
					トリクロロエチレン	薬告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ. 6. 1	
					テトラクロロエチレン	薬告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ. 6. 1	
					ベリリウム又は化合物	薬告第13号別表7		底質調査方法Ⅱ. 5. 15	
					クロム又はその化合物	JIS K 0102 65.1		底質調査方法Ⅱ. 5. 12	
					ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 59 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2 の備考6 に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ. 5. 7	
					バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 70		底質調査方法Ⅱ. 5. 16	
					ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ. 6. 1	
					四塩化炭素	薬告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ. 6. 1	
				1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ. 6. 1		
				1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ. 6. 1		
				シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ. 6. 1		
				1,1,1-トリクロロエタン	薬告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ. 6. 1		
				1,1,2-トリクロロエタン	薬告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ. 6. 1		

頁 (改正後)	現行 (令和6年2月)	改正 (令和6年12月)																																																																																	
港湾・漁港編-13	<table border="1"> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>環告第59号付表4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td>環告第59号付表5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>環告第59号付表5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td>JIS K 0102(2008) 67</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>環告第59号付表7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>環告第14号第四 JIS K 0312</td> <td>環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (平成21年3月環境省水・大気環境局水環境課))</td> <td></td> </tr> </table>	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			チウラム	環告第59号付表4			シマジン	環告第59号付表5			チオベンカルブ	環告第59号付表5			ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2			セレン	JIS K 0102(2008) 67			1,4-ジオキサン	環告第59号付表7			ダイオキシン類	環告第14号第四 JIS K 0312	環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (平成21年3月環境省水・大気環境局水環境課))		<p style="text-align: center;">表1-2 底質試験方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法II.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>環告第59号付表5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td>環告第59号付表6</td> <td></td> <td>底質調査方法II.6.2.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>環告第59号付表6</td> <td></td> <td>底質調査方法II.6.2.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2</td> <td></td> <td>底質調査方法II.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td>JIS K 0102(2008) 67</td> <td></td> <td>底質調査方法II.5.10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>環告第59号付表8 (ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)</td> <td></td> <td>底質調査方法II.6.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>環告第14号第四 JIS K 0312</td> <td></td> <td>環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局水環境課))</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法II.6.1		チウラム	環告第59号付表5				シマジン	環告第59号付表6		底質調査方法II.6.2.1		チオベンカルブ	環告第59号付表6		底質調査方法II.6.2.1		ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2		底質調査方法II.6.1		セレン	JIS K 0102(2008) 67		底質調査方法II.5.10		1,4-ジオキサン	環告第59号付表8 (ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)		底質調査方法II.6.12		ダイオキシン類	環告第14号第四 JIS K 0312		環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局水環境課))	
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1																																																																																		
チウラム	環告第59号付表4																																																																																		
シマジン	環告第59号付表5																																																																																		
チオベンカルブ	環告第59号付表5																																																																																		
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2																																																																																		
セレン	JIS K 0102(2008) 67																																																																																		
1,4-ジオキサン	環告第59号付表7																																																																																		
ダイオキシン類	環告第14号第四 JIS K 0312	環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (平成21年3月環境省水・大気環境局水環境課))																																																																																	
試験項目	溶出試験		含有量試験																																																																																
	試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																																															
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法II.6.1																																																																																
チウラム	環告第59号付表5																																																																																		
シマジン	環告第59号付表6		底質調査方法II.6.2.1																																																																																
チオベンカルブ	環告第59号付表6		底質調査方法II.6.2.1																																																																																
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2		底質調査方法II.6.1																																																																																
セレン	JIS K 0102(2008) 67		底質調査方法II.5.10																																																																																
1,4-ジオキサン	環告第59号付表8 (ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)		底質調査方法II.6.12																																																																																
ダイオキシン類	環告第14号第四 JIS K 0312		環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局水環境課))																																																																																
港湾・漁港編-14	<p>注) 「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号 昭和46年12月28日 改正: 環境省告示第46号 平成31年3月20日)を示す。</p> <p>「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号 昭和49年9月30日 改正: 環境省告示第47号 平成31年3月20日)を示す。</p> <p>「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水大発第120725002号 平成24年8月8日)を示す。</p> <p>「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第14号 昭和48年2月17日 改正: 環境省告示第72号 平成26年5月30日)を示す。</p> <p>「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示13号 昭和48年2月17日 改正: 環境省告示第35号 令和2年3月30日)を示す。</p> <p>「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(環境庁告示68号 平成11年12月27日 改正: 環境省告示第46号 平成14年7月22日)を示す。</p>	<p>注) ・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号 昭和46年12月28日 改正: 環境省告示第62号 令和3年10月7日)を示す。</p> <p>・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号 昭和49年9月30日 改正: 環境省告示第47号 平成31年3月20日)を示す。</p> <p>・「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水大発第120725002号 平成24年8月8日)を示す。</p> <p>・「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第14号 昭和48年2月17日 改正: 環境省告示第56号 令和2年6月4日号外)を示す。</p> <p>・「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示13号 昭和48年2月17日 改正: 環境省告示第35号 令和2年3月30日)を示す。</p> <p>・「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁 (水底の水質の汚染を含む) 及び土壌汚染に係る環境基準について」(環境庁告示68号 平成11年12月27日 改正: 環境省告示第89号 令和4年11月25日号外)を示す。</p>																																																																																	

頁 (改正後)	現行(令和6年2月)	改正(令和6年12月)																																																																																										
港湾・漁港編-15	<p>第4節 騒音調査</p> <p>第10104条 騒音調査</p> <p>4. 騒音調査</p> <p>(2) 測定</p> <p>2) 受注者は、「騒音に係る環境基準(平成11年4月1日施行)」の定める方法により測定しなければならない。</p>	<p>第4節 騒音調査</p> <p>第10104条 騒音調査</p> <p>4. 騒音調査</p> <p>(2) 測定</p> <p>2) 受注者は、「騒音に係る環境基準について(平成10年9月30日環境庁告示64号)」の定める方法により測定しなければならない。</p>																																																																																										
港湾・漁港編-18	<p>第6節 騒音調査</p> <p>第10106条 悪臭調査</p> <p>4. 悪臭調査</p> <table border="1" data-bbox="286 507 1102 880"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イソブタノール</td> <td>環告第9号別表第5</td> <td>敷地境界及び発生源</td> </tr> <tr> <td>酢酸エチル</td> <td>環告第9号別表第6</td> <td>敷地境界及び発生源</td> </tr> <tr> <td>メチルイソブチルケトン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td></td> <td>敷地境界及び発生源</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>環告第9号別表第7</td> <td>(発生源は、スチレンを除く2物質)</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プロピオン酸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ノルマル酪酸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ノルマル吉草酸</td> <td>環告第9号別紙第8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イソ吉草酸</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表1-4 悪臭物質臭気濃度測定方法</p> <table border="1" data-bbox="293 970 1097 1072"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臭気指数</td> <td>三点比較式臭袋法環告第63号</td> <td>敷地境界及び発生源</td> </tr> </tbody> </table> <p>表1-5 悪臭物質排水成分濃度測定方法</p> <table border="1" data-bbox="293 1129 1097 1232"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫化水素 メチルメルカプタン 二硫化メチル</td> <td>環告第9号別表第2の3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示9号昭和47年5月30日)を示す。 「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号平成7年9月13日)を示す。</p>	測定項目	測定方法	摘要	イソブタノール	環告第9号別表第5	敷地境界及び発生源	酢酸エチル	環告第9号別表第6	敷地境界及び発生源	メチルイソブチルケトン			トルエン		敷地境界及び発生源	スチレン	環告第9号別表第7	(発生源は、スチレンを除く2物質)	キシレン			プロピオン酸			ノルマル酪酸			ノルマル吉草酸	環告第9号別紙第8		イソ吉草酸			測定項目	測定方法	摘要	臭気指数	三点比較式臭袋法環告第63号	敷地境界及び発生源	測定項目	測定方法	摘要	硫化水素 メチルメルカプタン 二硫化メチル	環告第9号別表第2の3		<p>第6節 騒音調査</p> <p>第10106条 悪臭調査</p> <p>4. 悪臭調査</p> <p>表1-3 悪臭物質成分濃度測定方法</p> <table border="1" data-bbox="1243 470 2060 944"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イソブタノール</td> <td>環告第9号別表第5、別表9又は別表10</td> <td>敷地境界及び発生源</td> </tr> <tr> <td>酢酸エチル</td> <td>環告第9号別表第6、別表9又は別表10</td> <td>敷地境界及び発生源</td> </tr> <tr> <td>メチルイソブチルケトン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>環告第9号別表第7、別表9又は別表10</td> <td>敷地境界及び発生源</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>環告第9号別表第7又は別表10</td> <td>敷地境界</td> </tr> <tr> <td>プロピオン酸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ノルマル酪酸</td> <td>環告第9号別紙第8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ノルマル吉草酸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イソ吉草酸</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表1-4 悪臭物質臭気濃度測定方法</p> <table border="1" data-bbox="1249 1029 2056 1133"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臭気指数</td> <td>三点比較式臭袋法環告第63号</td> <td>敷地境界及び発生源</td> </tr> </tbody> </table> <p>表1-5 悪臭物質排水成分濃度測定方法</p> <table border="1" data-bbox="1249 1189 2056 1364"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫化水素 メチルメルカプタン 二硫化メチル</td> <td>環告第9号別表第2の3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ・「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示9号昭和47年5月30日 改正:環境省告示8号 令和2年1月23日)を示す。 ・「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号平成7年9月13日 改正:環境省告示79号 平成28年8月19日)を示す。</p>	測定項目	測定方法	摘要	イソブタノール	環告第9号別表第5、別表9又は別表10	敷地境界及び発生源	酢酸エチル	環告第9号別表第6、別表9又は別表10	敷地境界及び発生源	メチルイソブチルケトン			トルエン	環告第9号別表第7、別表9又は別表10	敷地境界及び発生源	キシレン			スチレン	環告第9号別表第7又は別表10	敷地境界	プロピオン酸			ノルマル酪酸	環告第9号別紙第8		ノルマル吉草酸			イソ吉草酸			測定項目	測定方法	摘要	臭気指数	三点比較式臭袋法環告第63号	敷地境界及び発生源	測定項目	測定方法	摘要	硫化水素 メチルメルカプタン 二硫化メチル	環告第9号別表第2の3	
測定項目	測定方法	摘要																																																																																										
イソブタノール	環告第9号別表第5	敷地境界及び発生源																																																																																										
酢酸エチル	環告第9号別表第6	敷地境界及び発生源																																																																																										
メチルイソブチルケトン																																																																																												
トルエン		敷地境界及び発生源																																																																																										
スチレン	環告第9号別表第7	(発生源は、スチレンを除く2物質)																																																																																										
キシレン																																																																																												
プロピオン酸																																																																																												
ノルマル酪酸																																																																																												
ノルマル吉草酸	環告第9号別紙第8																																																																																											
イソ吉草酸																																																																																												
測定項目	測定方法	摘要																																																																																										
臭気指数	三点比較式臭袋法環告第63号	敷地境界及び発生源																																																																																										
測定項目	測定方法	摘要																																																																																										
硫化水素 メチルメルカプタン 二硫化メチル	環告第9号別表第2の3																																																																																											
測定項目	測定方法	摘要																																																																																										
イソブタノール	環告第9号別表第5、別表9又は別表10	敷地境界及び発生源																																																																																										
酢酸エチル	環告第9号別表第6、別表9又は別表10	敷地境界及び発生源																																																																																										
メチルイソブチルケトン																																																																																												
トルエン	環告第9号別表第7、別表9又は別表10	敷地境界及び発生源																																																																																										
キシレン																																																																																												
スチレン	環告第9号別表第7又は別表10	敷地境界																																																																																										
プロピオン酸																																																																																												
ノルマル酪酸	環告第9号別紙第8																																																																																											
ノルマル吉草酸																																																																																												
イソ吉草酸																																																																																												
測定項目	測定方法	摘要																																																																																										
臭気指数	三点比較式臭袋法環告第63号	敷地境界及び発生源																																																																																										
測定項目	測定方法	摘要																																																																																										
硫化水素 メチルメルカプタン 二硫化メチル	環告第9号別表第2の3																																																																																											

